

報告第1号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月25日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容	
発生日時・場所	平成30年5月17日 午後0時50分頃 飛騨市神岡町吉ヶ原地内国道41号	
事故の概要	職員が公用車を運転中、ガードレールに衝突し損傷を与えた。	
相手方	国土交通省 中部地方整備局長	
事故の種類	人 身	物 損
相手方損害額	—	160,144円
市の過失割合		100%
損害賠償金	—	160,144円
内 訳	保険金	160,144円
	一般財源	0円
専決年月日	平成31年1月16日 専決第2号	